

Mononeデバイスゲートウェイ連携オプション利用規約(以下、「本規約」といいます。)は、Monone聴覚官能検査パッケージ使用許諾契約書(以下、「原契約」といいます。)に付帯するものとして(以下、本規約と原契約を併せて「本規約等」といいます。)、申込者に対し、株式会社NTTデータCCS(以下、「提供者」といいます。)が提供するMononeデバイスゲートウェイ連携オプション(以下、「本オプション」といいます。)の利用条件を定めるものです。

第1条(定義)

本規約において使用する用語の意義は次の各号に定めるとおりとします。

- (1)「本機器」とは、Monone聴覚官能検査パッケージと接続する提供者が指定するデバイスゲートウェイをいいます。
- (2)「本ソフトウェア」とは、Monone聴覚官能検査パッケージに組み込み、本機器と連携し解析処理を自動化するためのインターフェースソフトウェアをいいます。

第2条(本オプション)

本オプションは、本ソフトウェアを提供するものです。

第3条(利用契約)

本オプションの利用申込は、本規約を契約条件として、申込者が所定事項記載済の「Mononeデバイスゲートウェイ連携オプション申込書」(以下、「申込書」という。)を提供者に送付し申込むものとしします。

2. 提供者は、申込者からの利用申込を承諾する場合は、「申込承諾書」(以下、「承諾書」という。)に所定事項を記載の上、申込者に返送するものとしします。承諾書を発送した時点で、本オプションの利用契約(以下、「本契約」という。)が成立するものとしします。
3. 前項に関わらず、次の場合に提供者は申込者の利用申込を承諾しないこと、或いは、次条に定める使用許諾を取り消すことがあります。
 - (1) 申込書に虚偽の記載、誤記があった場合又は記入もれがある場合
 - (2) 申込者が金銭債務の履行を怠るおそれがある場合
 - (3) 原契約の定めに違反するおそれがある場合
 - (4) その他、提供者が不相当と判断した場合

第4条(本ソフトウェアの使用許諾)

本ソフトウェアは、申込書記載のライセンスに基づくMonone聴覚官能検査パッケージに本機器を接続して使用する場合にのみ使用できるものとしします。

2. 前項の他、本ソフトウェアの使用条件は、「Monone聴覚官能検査パッケージ使用許諾契約書」を準用するものとしします。

第5条(利用料)

本オプションの利用料は、別途見積書において定めるものとしします。

第6条(協議)

本規約等に定めのない事項、その他本規約の条項に関し疑義を生じたときは、申込者提供者協議のうえ円満に解決を図るものとしします。

附則

本規約は2025年5月14日から施行するものとします。